

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 抄
（市町村職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>（1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行われた支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられ</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>（1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行われた支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せら</p>

改正前	改正後
<p>た場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>れた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>
<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>
<p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る</p>

改正前	改正後
<p>一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下この項、次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（以下この項、次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部の返納を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管</p>	<p>一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下この項、次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（以下この項、次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部の返納を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管</p>

改 正 前	改 正 後
<p>理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>5～8 （略）</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 （略）

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に

関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 （略）

（市町村職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の市町村職員退職手当支給条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに市町村職員退職手当支給条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

岩手県市町村総合事務組合規則第11号（令和7年5月27日公布）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 抄
 （市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第1条 市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																																																																												
<p>別記様式第30号（第30条関係）（表面）</p> <div style="text-align: right;">第 号 年 月 日</div> <p>岩手県市町村総合事務組合管理者 殿</p> <p style="text-align: center;">市町村長等氏名 印</p> <p style="text-align: center;">職員の失職に関する報告書 市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>失職をした者の氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>採用年月日</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2">勤 続 期 間</td> <td rowspan="2">年 月</td> </tr> <tr> <td>退職年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>退職時の市町村等名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>退職時の職名</td> <td></td> <td>退職時の給料月額</td> <td>(職 級 円 另給)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">失職するに至った行為の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1 特に参酌すべき情状（※1）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※2）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	失職をした者の氏名				採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月	退職年月日	年 月 日	退職時の市町村等名				退職時の職名		退職時の給料月額	(職 級 円 另給)	失職するに至った行為の内容								退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情				1 特に参酌すべき情状（※1）								2 当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※2）								<p>別記様式第30号（第30条関係）（表面）</p> <div style="text-align: right;">第 号 年 月 日</div> <p>岩手県市町村総合事務組合管理者 殿</p> <p style="text-align: center;">市町村長等氏名 印</p> <p style="text-align: center;">職員の失職に関する報告書 市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>失職をした者の氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>採用年月日</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2">勤 続 期 間</td> <td rowspan="2">年 月</td> </tr> <tr> <td>退職年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>退職時の市町村等名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>退職時の職名</td> <td></td> <td>退職時の給料月額</td> <td>(職 級 円 另給)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">失職するに至った行為の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1 特に参酌すべき情状（※1）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※2）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	失職をした者の氏名				採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月	退職年月日	年 月 日	退職時の市町村等名				退職時の職名		退職時の給料月額	(職 級 円 另給)	失職するに至った行為の内容								退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情				1 特に参酌すべき情状（※1）								2 当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※2）							
失職をした者の氏名																																																																																													
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月																																																																																										
退職年月日	年 月 日																																																																																												
退職時の市町村等名																																																																																													
退職時の職名		退職時の給料月額	(職 級 円 另給)																																																																																										
失職するに至った行為の内容																																																																																													
退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情																																																																																													
1 特に参酌すべき情状（※1）																																																																																													
2 当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※2）																																																																																													
失職をした者の氏名																																																																																													
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月																																																																																										
退職年月日	年 月 日																																																																																												
退職時の市町村等名																																																																																													
退職時の職名		退職時の給料月額	(職 級 円 另給)																																																																																										
失職するに至った行為の内容																																																																																													
退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情																																																																																													
1 特に参酌すべき情状（※1）																																																																																													
2 当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※2）																																																																																													
<p>別記様式第30号（第30条関係）（裏面）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3 当該行為に至った経緯（※3）</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>4 当該行為後における当該失職をした者の言動（※4）</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>5 当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※5）</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>6 当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>※1 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。 ※2 当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した行為であるかどうか等を記入すること。 ※3 当該行為が行われることとなった背景や動機及びその背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ※4 当該行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該行為を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。 ※5 当該行為による被害や悪影響の程度を記入すること。</p> <p>※失職に至った資料等を添付してください。</p>	3 当該行為に至った経緯（※3）		4 当該行為後における当該失職をした者の言動（※4）		5 当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※5）		6 当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響		<p>別記様式第30号（第30条関係）（裏面）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3 当該行為に至った経緯（※3）</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>4 当該行為後における当該失職をした者の言動（※4）</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>5 当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※5）</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>6 当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>※1 過失（重過失を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。 ※2 当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した行為であるかどうか等を記入すること。 ※3 当該行為が行われることとなった背景や動機及びその背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ※4 当該行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該行為を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。 ※5 当該行為による被害や悪影響の程度を記入すること。</p> <p>※失職に至った資料等を添付してください。</p>	3 当該行為に至った経緯（※3）		4 当該行為後における当該失職をした者の言動（※4）		5 当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※5）		6 当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響																																																																													
3 当該行為に至った経緯（※3）																																																																																													
4 当該行為後における当該失職をした者の言動（※4）																																																																																													
5 当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※5）																																																																																													
6 当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響																																																																																													
3 当該行為に至った経緯（※3）																																																																																													
4 当該行為後における当該失職をした者の言動（※4）																																																																																													
5 当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※5）																																																																																													
6 当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響																																																																																													

改正前

別記様式第35号（第30条関係）（表面）

岩総合第 号
年 月 日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者 様

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第1項該当）

市町村職員退職手当支給条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の市町村等名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 (職 級 号給)

別記様式第35号（第30条関係）（裏面）

支払差止処分の理由

（支払差止処分の取消し）

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）
- 3 岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差止めする必要がなくなったと認める場合

改正後

別記様式第35号（第30条関係）（表面）

岩総合第 号
年 月 日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者 様

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第1項該当）

市町村職員退職手当支給条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の市町村等名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 (職 級 号給)

別記様式第35号（第30条関係）（裏面）

支払差止処分の理由

（支払差止処分の取消し）

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）
- 3 岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差止めする必要がなくなったと認める場合

改正前

別記様式第36号（第32条関係）（表面）

岩総合第 号
年 月 日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者 印

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第2項該当）
市町村職員退職手当支給条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の市町村等名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 (職 級 号給)

別記様式第36号（第32条関係）（裏面）

支払差止処分の理由

(思料される犯罪に係る罰条：)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当支給条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当支給条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

改正後

別記様式第36号（第32条関係）（表面）

岩総合第 号
年 月 日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者 印

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第2項該当）
市町村職員退職手当支給条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の市町村等名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 (職 級 号給)

別記様式第36号（第32条関係）（裏面）

支払差止処分の理由

(思料される犯罪に係る罰条：)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当支給条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当支給条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
(市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定の施行の際現に提出され、又は交付されている第1条の規定による改正前の市町村職員退職手当支給条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第1条の規定による改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 第1条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 (略)
(市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 (略)